

平成 30 年 2 月 26 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

厚木市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施に係る個人情報
の本人外収集、目的外利用及び本人通知の省略について（答申）

平成 29 年 12 月 28 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 9 条第 3 項第 6 号の規定に基づく本人外収集及び同条第 5 項の規定に基づく本人通知の省略並びに第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用及び同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略については、平成 30 年 1 月 16 日開催の審査会における審議内容を踏まえ、2 月 13 日開催の審査会において実施機関から修正提示された資料に基づき、個人情報の取扱い形態について審議した結果、当該修正案は条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。